

Q1 今回スライドの中で、行政解剖というワードが出てきましたが、行政解剖・司法解剖・病理解剖の違いが気になりました。日本医療安全調査機構の説明資料「解剖について」はわかりやすかったですが、行政解剖はどこに該当するかが分からなかったためです。

A1 息子の解剖は、監察医制度に基づく行政解剖でした。警察から「事件性はないと判断されたので、犯罪捜査ではなく死因究明を目的とした行政解剖を行います。」と説明されました。インターネットでも確認しましたが、「病理解剖」は病死した人の治療の効果や状態を確かめる解剖で、「法医学解剖」は犯罪によって死亡した疑いがある場合に犯罪捜査のために死因を究明する「司法解剖」と犯罪性のない異状死体に対して死因の究明を目的として行われる「行政解剖」があるそうです。また行政解剖を行えるのは監察医のみと規定されていて、現在、監察医が置かれているのは東京 23 区、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市とのことです。

Q2 医療対話推進者という立場は今後多くの病院で求められると思うので、どのような人が向いているか・実際になるための研修制度などを知りたいです。

A2 医療対話推進者は、診療報酬の「患者サポート体制充実加算」に紐づいた役割のため、施設基準の要件を満たす必要があります。研修については、医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針（平成 25 年 1 月 10 日付医政総発 0110 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知）の内容を満たすもの及び研修期間は通算して 20 時間以上又は 3 日程度のものとされており、医療有資格者以外の者の研修は必須要件ですが、有資格者については当該研修を修了していることが望ましいとされ、努力義務となっています。

また、どのような人が向いているかという点ですが、コミュニケーションの支援者のため、トラブル発生時は、適切な物事の捉え方、姿勢を保ちながら、講演資料 NO12 に示している以下の内容を適時考えられ、解決や改善に向けて他者と連携しながら行動できる方が向いていると思います。

- ・患者・家族からは、病院や職員がどう見えているのか。
- ・伝わらないのは、患者・家族だけの問題なのか。
- ・病院の都合や事情だけを説明しても、理解されないのではないか。
- ・職員をかばう発言をして、患者のことを考えていないと思われていないか。
- ・トラブルが起きてから説明をしても、言い訳に聞こえるのではないか。
- ・病院から見ると問題があるとは思えない場合でも、目の前で起きている出来事の前に、何か原因があるのではないか。
- ・患者・家族に事情があり、関係性や困っていることなど、話しにくいことがあるのではないか。